

白河市行政改革実施計画

(集中改革プラン)

(平成19年度～平成23年度)



白 河 市
平成19年12月

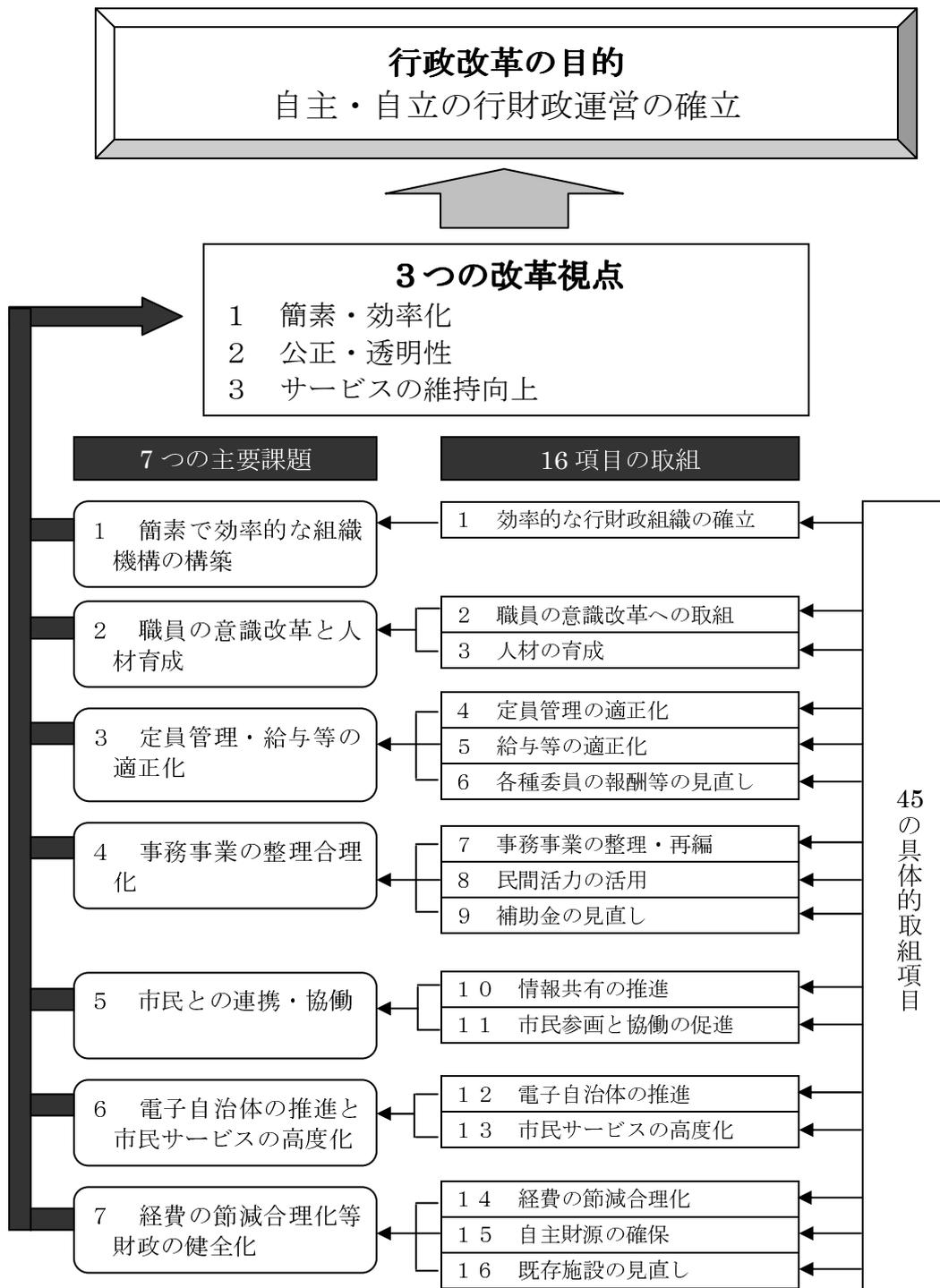
白河市行政改革実施計画（集中改革プラン）について

- 1 計画の内容 この実施計画は、平成19年3月策定の「白河市行政改革大綱」に基づき、本市における行政改革の取組項目について、具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにするため策定するものです。
また、この実施計画は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）」における「集中改革プラン」に位置付けされるものです。
- 2 計画の期間 平成19年度から平成23年度までの5年度間
- 3 計画の推進
 - (1) ローリング方式による実施計画の柔軟な見直し
毎年、前年度の実績を把握し、実績にあわせ財政効果額等を適宜変更するなどローリング方式により進捗状況を管理していきます。
 - (2) 行政改革推進本部・行政改革懇談会による進行管理
行政改革推進本部を中心とする庁内組織において進行管理を行うとともに、市民の代表者で構成する行政改革懇談会へ報告し、意見・助言を受けながら実施計画を着実に実行していきます。
 - (3) 市民への公表
実施計画の実施状況については、広報紙、ホームページ等に掲載、公表します。
- 4 その他
行政改革は、実施計画に掲載している項目のみ推進すればよいというわけではありません。実施計画掲載以外の項目についても、大綱及び実施計画に謳っている目的・視点を踏まえ、積極的に改革・改善を実行していきます。

実施計画の概要

この実施計画は、行政改革大綱に掲げている7つの主要課題についてそれぞれ3つの視点から改革を推進することとしています。7つの主要課題を16項目に分割し、さらに積極的かつ計画的に取り組むため45の具体的な取組項目を掲げております。

実施計画全体の進行管理は、行政改革推進本部の統括のもと行政改革担当部署が行い、具体的取組項目は、担当部署において更に5カ年計画調書を作成し、進行管理を行います。



行政改革実施計画目次

主要課題	取組項目	具体的取組項目	頁	
1 簡素で効率的な組織機構の構築	(1) 効率的な行財政組織の確立	① 組織機構の見直し	1	
		② 附属機関等の見直し	2	
2 職員の意識改革と人材育成	(1) 職員の意識改革への取組	① 人事評価制度の確立	3	
		② 職員提案制度の見直しと積極的活用	4	
	(2) 人材の育成	① 人材育成基本方針の策定	5	
		② 職員研修制度の充実強化	6	
		③ プロジェクトチームの活用	7	
3 定員管理・給与等の適正化	(1) 定員管理の適正化	① 定員管理適正化計画の策定と定員管理状況の公表	8	
	(2) 給与等の適正化	① 市長等の給与の見直し	9	
		② 給与水準の適正化	10	
		③ 職員福利厚生事業(互助会事業)の見直し	11	
	(3) 各種委員の報酬等の見直し	① 非常勤特別職の職員の報酬の見直し	12	
		② 各種報償の見直し	13	
4 事務事業の整理合理化	(1) 事務事業の整理・再編	① 行政評価制度の導入	14	
		② 事務決裁に係る専決範囲の見直し	15	
		③ 日曜窓口及び延長窓口の見直し	16	
		④ 福祉関係事業の見直し	17	
		⑤ 公民館事業の見直し	19	
		⑥ 水道事業の統合	20	
		⑦ 各種事務局業務の見直し	21	
	(2) 民間活力の活用	① 指定管理者制度の推進	22	
		② 各種業務の民間委託の推進	23	
		③ 保育園の民間移管の検討	24	
	(3) 補助金の見直し	① 各種補助金の見直し	25	
	5 市民との連携・協働	(1) 情報共有の推進	① パブリックコメント制度の導入	26
			② 広報広聴活動の充実強化	27
③ 市ホームページの充実強化			28	
(2) 市民参画と協働の促進		① 市民協働事業の推進	29	
		② 各種審議会への公募委員及び女性委員の登用	30	
6 電子自治体の推進と市民サービスの高度化	(1) 電子自治体の推進	① 電子自治体推進へ向けた取組	31	
		② 住民基本台帳 I C カードの利用促進	32	
	(2) 市民サービスの高度化	① ワンストップ・ノンストップサービスの推進	33	
		② 総合窓口の充実強化	34	

7 経費の節減合理化等 財政の健全化	(1) 経費の節減合理化	① 財政健全化計画の策定と推進	35
		② エコオフィスプランの策定	36
		③ 公共工事コスト縮減	37
		④ 超過勤務手当の削減	38
		⑤ 公用車の適正管理	39
	(2) 自主財源の確保	① 収納率の向上及び収入未済額の圧縮	40
		② 各種使用料・手数料の適正化	41
		③ 遊休市有地の有効活用	42
		④ 適正な受益者負担の検討	43
		⑤ 企業誘致の促進	44
		⑥ 住宅団地の販売促進	45
	(3) 既存施設の見直し	① 公用・公共施設の適正な維持管理	46

具体的推進項目調書

実施番号	1-1-1	事業名	組織機構の見直し		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	総務課		
現 状	<p>平成 19 年 4 月現在の組織体制は、本庁 6 部 20 課、庁舎 5 課体制となっている。庁舎においては、本庁舎の各課に対応した窓口業務等を担ってきた。今後は、定員適正化を進める中で、新たな行政課題への対応と効率的な組織への転換を図り、迅速な意思決定と市民にわかりやすい簡素で効率的な組織の構築を進めなければならない。</p> <p>そのためには、職員の効果的な配置とその意識改革を進めることが必要条件となる。</p>				
改革内容	<p>①簡素で効率的な組織機構の構築 ②市民からわかりやすい組織の整備</p> <p>上記の観点から、今後見直すべき主な内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革担当部署の新設 ・税務組織の改編 ・庁舎組織の見直し（係制の廃止） ・子育て支援等に対応した組織の整備 ・政策を総合的に展開する組織の整備 ・行政センターのあり方の検討（開所日、嘱託職員化等）などである。 				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>随時、的確な見直しを図り、フラットで効率的な組織機構の構築を進めることにより、新たな行政需要などに適切・迅速に対応することができる。また、定員削減が進む中で、現在の業務量に対応するため、個々の職員の効率的な事務処理と意識改革を図ることができる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
簡素で効率的な組織機構の構築	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施
行政改革担当部署の設置	▶ 設置	▶ 行政改革の推進			
収税部門の強化 (課税部門と収税部門の分割)	▶ 実施				
庁舎組織の見直し	▶ 調査・検討	▶ 実施	▶ 見直し	▶ 実施	▶ 見直し
幼保一元担当部署の設置	▶ 調査・検討	▶ 実施			
行政センターのあり方の検討	▶ 調査・検討	▶ 協議	▶ 実施		

具体的推進項目調書

実施番号	1-1-2	事業名	附属機関等の見直し		
推進担当課	行政改革推進本部		関係課	関係各課	
現 状	<p>附属機関は、法律又は条例により設置される機関であるが、要綱などにより附属機関に準じた組織として任意に設置している組織もある。しかしながら、両者の明確な設置の基準がないまま、設置されているのが実情である。</p> <p>附属機関等の構成員については、他の附属機関等との重複就任、長期就任、年齢制限等についての基準がなく、委員の変更がほとんど実施されず、マンネリ化するおそれもある。女性登用率については、平成19年4月現在で19.5%であり、また公募制を実施している例も少ない。</p> <p>附属機関等については、合併後新たに設置をしたが、本来の設置目的が達成された、また、社会情勢の変化により必要性が低下しているものも考えられる。</p>				
改革内容	<p>これまでは、一定の基本的な基準がなく設置されていることから、まず、附属機関等の設置及び運営に関する指針を策定し、当該基準に合致するよう見直しを図っていく。</p> <p>方針に盛り込むべき主な内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関とそれ以外の組織の明確化 ・ 附属機関等の設置の基準（安易な設置はしない。） ・ 委員定数の目安、年齢制限、長期就任制限、女性登用率、重複就任、公募の活用などについて ・ 附属機関等の運営方法等について ・ 既設附属機関の統廃合の検討などである。 				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>財政的な効果としては、附属機関等の廃止統合を実施することで少なからずの効果は期待できる。委員公募、重複就任、長期就任、年齢制限を実施することで、マンネリ化を防ぐことができ、これまで以上の活発な意見交換が行われ、市民の意見反映の推進が期待できる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
附属機関等の設置及び運営に関する指針の策定	 実施				
附属機関等の廃止・統合	 附属機関ごとの検証・実施				

具体的推進項目調書

実施番号	2-1-1	事業名	人事評価制度の確立		
推進担当課	総務課		関係課		
現 状	<p>平成 18 年度の給与制度の見直し（給与構造改革）に伴い、従来の年功序列型の人事給与制度から能力・成果主義への転換が求められており、人事異動や給与決定だけのためだけでなく、人材育成、能力開発という視点を加えた人事評価制度の導入は避けられない状況となっている。</p> <p>これまでは、地方公務員法第 40 条第 1 項の規定に基づき、職員の勤務評定を実施することとされており、市でも「白河市職員の勤務評定実施規程」に基づき実施することとしているが、必ずしも当該規程に沿った形では行われていない。</p>				
改革内容	<p>人事評価制度を実施している先進自治体において、一般的に実施されている人事評価制度（能力評価と実績評価で構成されている）について研究し、併せて、福島県で平成 19 年度から試行する制度を参考としながら、市にあった制度設計を行い、試行期間を経て実施する。職員資質の向上の観点からも人事評価が直接給与に反映するシステムづくりが必要である。</p> <p>職員の勤務評定について、これまでは不完全実施の状態であったことから、まず、規程に沿った完全実施をするとともに、人事評価制度を見据えた見直しを実施していく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>職員の評価が給与や昇給に反映されることにより職員のやる気の向上につながる。また、目標管理を実践することで職員資質の向上が期待できる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
勤務評定制度の実施					
目標管理制度の実施					
人事評価制度の確立					

具体的推進項目調書

実施番号	2-1-2	事業名	職員提案制度の見直しと積極的活用		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	全庁（共通）		
現 状	<p>旧白河市においては、「職員の創意工夫による提案を奨励することにより市の事務事業の改善を推進し、行政効果の向上と、職員の勤務意欲と意識向上を図ること」を目的に職員提案制度を設け実施してきたが、制度が形骸化し、低迷状態となっている。行政改革における職員の意識改革と事務の効率化の観点から、職員が問題意識をもち、その創意工夫により事務・サービスの向上を図るために、取り組んでいかなければならない。</p>				
改革内容	<p>職員の発意意欲を促進するために、毎年7月から9月までの2ヶ月間を強調月間として、職員提案の周知を図る。また、自由提案のみならず現在直面する課題を選定し、当該課題解決策を募集する課題提案も併せて実施する。</p> <p>職員提案の状況については、年2回程度 IPknowledge 職員掲示板などを利用し職員へ公表する。</p> <p>職員提案として採用された場合は表彰を行うが、今後は、職員提案制度の実効性を高めるうえで、その他の褒賞のあり方も検討する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>① 事務事業の効率化・迅速化 ② サービスの向上 ③ 職員の改革改善の意識向上</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
職員の発案意欲の促進					
課題・テーマの選定と計画的な実施					
個々の提案に対する的確な処理、結果の報告					

具体的推進項目調書

実施番号	2-2-1	事業名	人材育成基本方針の策定		
推進担当課	総務課	関係課			
現 状	<p>地方分権が推進されるなか、自治体の独自性が求められてきている。また、長引く不況の影響、国における三位一体の改革等により、財政状況は極めて厳しい状況が続いている。</p> <p>このような状況を乗り越え、これからの「まちづくり」を戦略的に推進することが必要である。</p> <p>「まちづくり」には、今年度策定する総合計画をもとに、各種の事業計画が必要であり、事業を実行するための人材が重要要素として位置付けられ、そのための人材戦略が不可欠である。</p>				
改革内容	<p>今年度中に新市としてはじめての総合計画を策定することとなるが、総合計画に掲げる政策又は施策を実現するため、戦略的な人材育成の基本方針である「人材育成基本方針」を策定し、その基本方針に沿った取り組みを実施する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>① 個々の職務能力の向上</p> <p>② 組織力の強化、職場の活性化</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
職員の現状と課題の把握	調査・研究				
人材育成基本方針の策定	検討・実施	運用	運用	運用	運用
総合的人事制度の確立	調査・研究	実施	実施	実施	実施

具体的推進項目調書

実施番号	2-2-2	事業名	職員研修制度の充実強化		
推進担当課	総務課	関係課			
現 状	<p>職員研修については、ふくしま自治研修センターで行われる研修カリキュラムに委ねている状況であるが、市独自の研修制度としては、行政課題研修を実施しているほか、日本経営協会主催の行政管理講座の活用を図っている。</p> <p>基本的に各種業務における専門的・実践的研修については、各課所で予算計上し実施しているのが現状である。</p> <p>情報管理部門においては、定期的な各種システム研修のほか、基本的なワード、エクセル、インターネットの研修を実施してきているが、研修制度としては確立されていない。</p>				
改革内容	<p>職員研修制度としては、人材育成基本方針に定める研修体系に則り実施していくものである。基本的にこれまで実施してきた研修は、継続しながら、市民ニーズに対応した研修制度を確立する。</p> <p>職場研修は、一番基本となる研修であり、各職場において認識の徹底を図るとともに、新たに新採用職員研修、接遇研修を実施・充実させ、IT研修についても、研修制度の一環として位置付け、積極的に開催するものとし、その他人材育成を目的とした研修メニューの充実に努めていく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>① 市民の奉仕者であることを自覚し、市民に親しまれる、信頼される職員の育成</p> <p>② 社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民ニーズに応える職員の育成</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自治研修センターの活用	継続実施				
行政課題研修の実施	継続実施				
新採用職員研修の充実	検討・試行	実施	継続実施		
接遇研修の実施	実施	継続実施			
IT研修の充実	充実・強化・継続実施				
その他研修メニューの充実	調査・研究・随時実施				

具体的推進項目調書

実施番号	2-2-3	事業名	プロジェクトチームの活用		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課			
現 状	<p>今後、定員管理適正化計画に基づき、計画的に職員数が削減されていく。この中で新たな行政課題や多様化する市民ニーズに、的確かつ効率的に対応しなければならない。また、当該部署のみの判断のみならず、複数の部署との協議調整が求められる事案が多くなっている。</p>				
改革内容	<p>行政を取り巻く環境変化や解決すべき行政課題に迅速・的確に対応するため、特に複数の部署に関係するもので、組織横断的な協議調整が必要な特定の行政課題についてプロジェクトチームを組織し、対応していく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>政策立案や複数の部署に関係する施策について、横断的な取り組みが可能になり、また、チーム員として選任された職員が所属する課の職務以外にチームの仕事を適切に執行できる体制が整備できる。また、期限を設定することで、事務処理の迅速化が期待できる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置規程の制定					
プロジェクトチームの設置					

具体的推進項目調書

実施番号	3-1-1	事業名	定員管理適正化計画の策定と定員管理状況の公表		
推進担当課	総務課		関係課		
現 状	<p>新市の定員管理適正化計画は、合併時を基準とした5年間の計画となっており、合併時の職員数 636 人から 36 人（削減率 5.7%）を削減し、平成 22 年 4 月 1 日現在の目標を 600 人とする内容となっている。</p> <p>現在策定している基本方針の目標値は、合併協議において新市における採用者数は原則として、当該年度の退職者数の 7 割程度と決定されたことによる。</p>				
改革内容	<p>現在の計画は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 600 人を目標とする内容であるが、早期退職者の増加に伴い、平成 19 年 4 月 1 日で 600 人の目標値を達成したことや社会経済情勢、県内他市の職員削減率等を踏まえ、推進期間の平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で 50 人を削減する見直しを行う。</p> <p>また、見直し後は各年度の目標達成状況について、広報紙及びホームページで定期的に広報し、市民への周知を図っていく。</p> <p>さらに、常に適正な人員の把握に努め、行政改革及び事務改善等を進めながら定員適正化計画との整合性に努めていく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>総人件費の抑制 計画期間見込効果額 50 人削減 4 億円 ※参考 合併時(17.11.7) 636 人 19.4.1 591 人 45 人削減 3.6 億円</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
適正人員の把握	▶ 実施	▶ 継続実施			
定員適正化計画の見直し	▶ 実施				
新・定員適正化計画の策定		▶ 検討・調整		▶ 実施	
定員管理状況の公表	▶ 継続実施				

具体的推進項目調書

実施番号	3-2-1		事業名	市長等の給与の見直し		
推進担当課	総務課		関係課			
現 状	<p>市長等特別職の給与については、合併協議会において設置された特別職の報酬等調整委員会の答申を基に規定された金額である。</p> <p style="margin-left: 40px;">給料月額 市長 1,030,000 円 副市長 815,000 円 教育長 749,000 円 自治区長 652,000 円</p> <p>※ 特別職の給与については、条例附則により平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間について、市長が 10%、副市長、教育長、地域自治区長が 5% 上記金額より削減している。</p>					
改革内容	<p>平成 19 年 6 月に開催した特別職報酬等審議会の答申では、報酬額については現行どおり(削減前の金額)という内容であった。今後も他市の状況等を踏まえ適正な金額について調査検討し、特別職報酬等審議会に諮っていく。</p>					
財政効果額 (期待できる効果)	<p>平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの期間の削減効果は、約 7,700 千円となる。</p> <p>特別職報酬等審議会の答申を尊重し、報酬額については現状維持としたが、今後は審議会の定期的(1 年おき)な開催を検討し、その都度適正な報酬額について諮問する。</p>					
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
特別職報酬等審議会の開催	▶ 実施		▶ 実施		▶ 実施	

具体的推進項目調書

実施番号	3-2-2	事業名	給与水準の適正化								
推進担当課	総務課		関係課								
現 状	<p>職員の給与制度については、国の人事院勧告を基本とし県人事委員会勧告に準拠しながら適正化に努めている。これまでも、退職時の特別昇給の廃止、寒冷地手当の廃止、給与構造見直しに伴う給与の減額（現給補償）を実施した。特殊勤務手当については既に全廃しており、旅費についても交通事情を勘案し、日当不支給範囲の拡大に努めてきた。</p>										
改革内容	<p>今後も人事院勧告を基本に、県人事委員会勧告に準拠しながら給与水準の適正化に努めていく。管理職手当については、平成19年4月より定額化を図り、職務職責に応じた見直しを実施した。</p> <p>また、能力、実績に応じた新たな人事評価制度の構築に努め、適正な運用に努めていくとともに、市民にわかりやすい形で給与支給状況の公表に努めていく。</p>										
財政効果額 (期待できる効果)	<p>平成19年度から実施する管理職手当の見直しに伴い、5年間では約10,000千円の削減が見込まれる。</p> <p>各種手当については以前より見直しを実施しており、その取組効果（主なもの）としては次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特殊勤務手当全廃</td> <td style="width: 50%;">6,552千円（1年あたりの削減効果）</td> </tr> <tr> <td>退職時の特別昇給廃止</td> <td>200千円（退職者1人当たり）</td> </tr> <tr> <td>寒冷地手当全廃</td> <td>38,000千円（1年あたりの削減効果）</td> </tr> </table>					特殊勤務手当全廃	6,552千円（1年あたりの削減効果）	退職時の特別昇給廃止	200千円（退職者1人当たり）	寒冷地手当全廃	38,000千円（1年あたりの削減効果）
特殊勤務手当全廃	6,552千円（1年あたりの削減効果）										
退職時の特別昇給廃止	200千円（退職者1人当たり）										
寒冷地手当全廃	38,000千円（1年あたりの削減効果）										
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
人事評価制度の確立	研究・制度設計 →		試行 →		実施 →						
給与制度の適正化の推進	継続実施 →										
給与支給状況の公表	継続実施 →										

具体的推進項目調書

実施番号	3-2-3	事業名	職員福利厚生事業（互助会事業）の見直し		
推進担当課	総務課		関係課		
現 状	<p>職員の主な福利厚生事業としては、白河市職員互助会に対する補助金交付事業、職員健康診査事業、永年勤続表彰報償事業を実施してきた。</p> <p>補助金交付事業については、これまで互助会事業の大幅な見直しを行い、会費の削減（平成17年度に基本給の1%から0.8%へ削減、平成18年度に更に0.5%へ削減）を実施し、併せて市拠出分の補助率について、50%から40%へ引き下げた。</p>				
改革内容	<p>永年勤続表彰報償事業については、市の事業としては廃止し、互助会の直接事業へ切り替える。</p> <p>互助会事業について、大幅な事業縮小の実施により、今後の事業経費予測では、ある程度の繰越金が見込まれることから、補助金交付事業については、定率による補助ではなく、人間ドック及び乳ガン検診助成事業に対する補助へ切り替えることで、経費の削減に努める。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>平成18年度においては、4,118千円の削減効果があった。平成19年度当初予算においては、対平成17年度比であるが、5,475千円の削減額となっている。</p> <p>永年勤続表彰報償の廃止による5年間削減額は、</p> <p style="padding-left: 20px;">20年表彰 97人×7,000円＝679千円</p> <p style="padding-left: 20px;">30年表彰 99人×24,000円＝2,376千円</p> <p>また、互助会負担金について定率補助から人間ドック及び乳ガン検診補助へ切り替えた場合、4年間で約6,600千円の削減効果となる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
永年勤続表彰報償事業の廃止 (互助会事業への転換)	▶ 実施				
負担金の見直し	▶ 調整	▶ 実施			

具体的推進項目調書

実施番号	3-3-1	事業名	非常勤特別職の職員の報酬の見直し		
推進担当課	総務課	関係課			
現 状	<p>現在の報酬額は、合併協議会において設置された特別職の報酬等調整委員会の答申を基に規定された金額である。</p> <p>主な非常勤特別職の報酬額 議長（月額 463,000 円） 副議長（406,000 円） 議員（385,000 円） 教育委員会委員長（委員） 月額 52,000 円（月額 37,000 円） 選挙管理委員会委員長（委員） 年額 385,000 円（年額 291,000 円） 監査委員 識見（月額 46,000 円） 議員（月 32,000 円） 公平委員会委員長（委員） 年額 66,000 円（年額 55,000 円） 農業委員会会長（委員） 年額 444,000 円（310,000 円） 附属機関の委員 日額 6,500 円</p>				
改革内容	<p>平成 19 年 6 月に開催した特別職報酬等審議会の答申では、報酬額については現行どおりという内容であったが、年額、月額又は日額の報酬区分の見直しを行い、報酬額についても他市の状況等を踏まえ適正な金額について調査検討し、特別職報酬等審議会に諮っていく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>特別職報酬等審議会の答申を尊重し、報酬額については現状維持としたが、今後は審議会の定期的（1 年おき）な開催を検討し、その都度適正な報酬額について諮問する。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特別職報酬等審議会の開催	▶ 実施		▶ 実施		▶ 実施
報酬額、支払区分、支給方法の見直し		▶ 検討	▶ 実施		

具体的推進項目調書

実施番号	3-3-2	事業名	各種報償の見直し		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課			
現 状	<p>法律及び条例に基づき設置する附属機関に準じた組織として主に要綱等により設置している組織の委員については、報償費として附属機関の職員に対し支給する報酬額（6,500 円）と同等の金額を支給している。</p> <p>また、支出項目としては報償費となっているが、中には補助金的な性格で支出しているものもある。</p>				
改革内容	<p>附属機関等の見直しで策定することとしている「附属機関等の設置及び運営に関する指針」において、附属機関と懇談会等と明確に区分し、附属機関の委員は非常勤特別職とし、懇談会等の委員は非常勤特別職扱いとはしないものとする。</p> <p>よって、要綱設置の懇談会等の委員の活動は、基本的にボランティアの位置付けとし、委員の活動に対する対価としては支給せず、会議等への参加に要する費用弁償としての位置付けで、日当相当額を報償費として支給するものとする。</p> <p>補助金的な性格で支出しているものについては、原則廃止する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>報償額について 6,500 円を 2,600 円（60%引き下げ）に引き下げる。</p> <p>平成 18 年度の報償支給実績額 2,128,500 円 報償費を引き下げた場合の想定支給額 1,590,600 円 1 年間の効果額が約 532 千円となり、平成 20 年度より実施した場合は、4 年間で 2,128 千円の削減効果となる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
報償額の見直し	→ 一部実施	→ 完全実施			
委員への周知	→ 実施				

具体的推進項目調書

実施番号	4-1-1	事業名	行政評価制度の導入		
推進担当課	総務課		関係課		
現 状	<p>行政評価については、まず、試行的・段階的に導入し、そこから得られた結果に検証を加えながら、本市に適したより質の高い実効性のある仕組みを構築していくことが必要である。</p> <p>これらを踏まえ、旧白河市では平成 16 年度から「事務事業評価」による行政評価の試行を開始した。合併もあり平成 17 年度、18 年度と試行実施を続けてきた。</p> <p>市の総合計画が平成 19 年度中に策定されることから、今後は、総合計画に基づいた行政評価の本格実施に向け、職員の意識改革を図り、施策評価の実施、評価の公表などの取り組みが必要となる。</p>				
改革内容	<p>平成 19 年度については、総合計画に基づいた行政評価の準備期間と位置付け、平成 18 年度評価において見直しとなった事業と市単独補助金を中心に事務事業評価を実施し、平成 20 年度から総合計画に基づいた施策評価、施策に基づいた事務事業評価として行政評価を本格実施する。</p> <p>行政評価の結果を予算編成や事務事業の見直しに効果的に結びつけ、市政運営におけるPDCA [政策立案 (Plan) ⇒ 事業執行 (Do) ⇒ 検証・評価 (Check) ⇒ 改善・見直し (Action)] を確立していく。</p> <p>また、外部評価についても調査検討を行う。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<ul style="list-style-type: none"> ① 施策の検証と成果重視の行政への転換 ② 行政資源の有効活用 ③ 市民への説明責任と行政活動への信頼性の向上 ④ 職員の意識改革能力の向上 				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事務事業評価	実施	継続実施 (施策に基づいた事務事業評価)			
施策評価		実施	継続実施		
予算編成への活用	実施				
評価結果の公表	実施	継続実施			

具体的推進項目調書

実施番号	4-1-2	事業名	事務決裁に係る専決範囲の見直し		
推進担当課	総務課		関係課		
現 状	<p>地方自治法の一部改正により、助役制度から副市長制度へ改められ、市長権限の委任が可能となった。市長決裁については、件数が多く時に長蛇の列となることが少なくない。</p> <p>庁舎に係る決裁事項については、本庁合議を原則としており、当該決裁のため何度も本庁に出向くこともあり、合議方法について、簡素化及び簡略化が望まれている。</p> <p>なお、本庁と庁舎の業務分担においては、業務が重複し、効率が悪かったり、煩雑になったりするなどの課題がある。</p>				
改革内容	<p>地方自治法の一部改正により、助役制度から副市長制度へ改められ、市長権限の委任が可能となったことから、工事等の請負業務関係について、副市長専決事項を新設するとともに、併せて区長及び部長の専決範囲の見直しを行う。</p> <p>庁舎に係る決裁事項については、まず、本庁への業務集約と庁舎における行政サービス水準の維持の両立の観点からの本庁と庁舎の事務分掌の見直しを行い、また合議が必要なものについては、合議の必要性とその手法について定期的な検証と見直しを実施する。さらには、電子決裁システムの運用開始に向けた検討も進めていく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	決裁完了までの時間が短縮されることで、より効率の良い事務遂行が可能となる。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
副市長専決事項の拡大	▶ 実施				
区長・部長専決範囲の見直し	▶ 検討	▶ 実施			
本庁合議の見直し	▶ 検討	▶ 実施			

具体的推進項目調書

実施番号	4-1-3	事業名	日曜窓口及び延長窓口の見直し		
推進担当課	市民課	関係課	課税課、収税課、表郷・大信・東庁舎		
現 状	<p>住民票・納税証明書等の発行及び納税相談について、本庁及び東庁舎では日曜窓口（8:30～正午）、大信庁舎では延長窓口（水曜日午後 5:15～6:15）を実施、表郷庁舎はいずれも実施していない。証明書自動交付機がマイタウン白河、大信庁舎、東庁舎に設置された以外は合併前と同じ対応となっている。</p>				
改革内容	<p>証明書自動交付機の利用促進を図りながら、費用対効果・住民サービス等の視点による各庁舎の利用実績を分析・評価し、日曜・延長窓口の対応を検討する。また、民間委託を含めた将来の窓口業務についての方向性を確立していく。</p> <p>なお、証明書自動交付機の利用促進のため、年次計画を立て印鑑登録者へのダイレクトメールを実施するなど住基カードの普及を図っていく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>庁舎間の窓口業務の対応を整理し、周知していくことで市民にわかりやすく利用しやすい環境となる。また、証明書自動交付機の利用促進のため、住基カードの交付目標数を、平成 18 年度末現在 3,536 枚を平成 22 年度末 17,000 枚（4.8 倍）とする。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日曜・延長窓口の効果検証	調査				
窓口業務のあり方の検討	調査・研究				
住基カードの普及	実施				

具体的推進項目調書

実施番号	4-1-4	事業名	福祉関係事業の見直し
推進担当課	社会福祉課、高齢福祉課	関係課	
現 状	<p>① 出生祝金事業は、表郷・大信地区のみで実施し合併後 3 年を目途に、少子化対策の中で総合的に検討し調整するとしている。</p> <p>② 敬老会事業は、75 歳以上の高齢者に敬老祝金 2,000 円、100 歳の方に 10 万円、88 歳の方に緋座布団と記念品を贈っている。</p> <p>③ 要介護高齢者介護激励金支給事業は、要介護 3 以上の方を 3 か月以上居宅で介護した介護者に 54,000 円を支給している。</p> <p>④ 放課後児童クラブ事業は、合併調整で全市無料となっている。</p> <p>⑤ 一時保育事業は、わかば保育園で実施しており保育料は 1 日 1,000 円である。</p> <p>⑥ 家族介護慰労金支給事業は、年々該当者数が減少している。</p>		
改革内容	<p>① 出生祝金は、3 年を目途に調整するとなっているが、他の子育て事業との中で廃止を考慮して見直す。</p> <p>② 高齢者数は今後一層の増加が見込まれることから、開催の必要性も含めて見直す。当初は 75 歳以上 2,000 円の祝い金を年齢区切りで支給するなど、支給方法を改める。</p> <p>③ 激励金支給事業は、現在の制度を維持するには今後財源が不足すると見込まれ、支給額（額削減）、制度の内容（要介護 3 を除外）、制度の必要性（継続、廃止）の見直しを行う。</p> <p>④ 無料のため安易な申し込みも多いと推測され、年々希望者が増加している。月額 3,000 円位の負担としたいが、教育委員会で実施する放課後子ども教室事業が 3 年間の内に実施されるので、放課後子どもプランとして見直しを行う。</p> <p>⑤ 一般の保育料と較べ安価である。1 日 2,000 円～3,000 円としたい。</p> <p>⑥ 要介護 4、5 該当者で 1 年以上家族と同居し、尚且つ、介護サービスを受けていない条件は、大変厳しく今後該当者も多くても数人程度と推測されることから、事業の廃止を含め検討する。</p>		
財政効果額	<p>① 約 100 人の出生数で 2,000 千円の減となる。</p> <p>② 約 5,000 千円を削減する。</p> <p>③ 要介護 4、5 のみ該当（要介護 3 除外）とすると約 8,000 千円の減となる。</p> <p>④ 3,000 円徴収で約 21,600 千円の歳入（ただし、多子軽減等を講じない場合）増加が見込める。</p> <p>⑤ 1,000 円から 2,000 円で、約 1,200 千円の歳入増加となる。</p> <p>⑥ 予算額 100 千円の減（これまでの該当事例が 1 件のみ）となる。</p>		

個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
出生祝金事業	見直し・制度検討		廃止		
敬老会事業	見直し・制度検討		周知・実施		
要介護高齢者 介護激励金支給事業	見直し・制度検討・周知		実施・見直し		
放課後児童ク ラブ事業	見直し・制度検討・周知			実施	
一時保育事業	見直し・制度検討・周知		実施		
家族介護慰労 金支給事業	見直し・制度検討・周知		実施・見直し		

具体的推進項目調書

実施番号	4-1-5	事業名	公民館事業の見直し		
推進担当課	中央公民館		関係課		
現 状	<p>退職後の生涯学習機会のため各種教室を開催しているが、女性と比べ男性の活動等は少ない。こうした点を踏まえ、今後は団塊の世代の大量退職や高齢社会の到来を見据えた事業展開が求められる。</p> <p>現在、公民館の運営は旧市村ごとに行われているため、公民館毎の実施事業にバラツキが見られる。人員・予算を削減していく中で効率的な事業運営を実施していく必要がある。</p>				
改革内容	<p>団塊の世代の大量退職を迎えることから、退職者や高齢者のニーズに対応できる事業を開催するとともに、積極的に社会活動に参加できる生涯学習の機会の提供に努めるなど地域課題に即した事業展開を行う。</p> <p>また、分館事業の拡大に努めるとともに、分館のあり方について検討する。</p> <p>講師については公的機関やボランティア等を活用し、費用対効果を考慮しながら実施するとともに、公民館毎の実施事業のバラツキの解消に努め、効率的な事業運営をするためNPO団体等への委託等を含めた検討を行う。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	退職者の社会参加の機会が増えるとともに、地域貢献が期待できる。講師について、公共機関やボランティア等を活用することにより経費の削減が図られる。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域課題に即した事業展開	調査・研究		実施・随時見直し		
定年退職後の生涯学習機会の拡充	調査・研究		実施・随時見直し		
運営方法等の検討	検討				

具体的推進項目調書

実施番号	4-1-6	事業名	水道事業の統合		
推進担当課	水道事業所		関係課		
現 状	<p>4市村の合併により、上水道が3事業、簡易水道事業が4事業あり、上水道、簡易水道ともに経営の一体化はされているが、事業の統合はされていない。よって施設間の水量調整や建設投資のコスト削減等、効率的な事務事業の合理化が図れず、合併による広域化のメリットが享受されていない。</p>				
改革内容	<p>平成18年度、新市にふさわしい水道事業の将来像を示す「水道事業整備基本計画」を策定した。この計画の基本方針実現のために、各水道事業の統合を計画的に進める。上水道の3事業については、平成19年度から統合に向けて作業を進め平成20年度に統合のための届出事務を完了させ、平成21年度よりハード・ソフトの両面からの経営の効率化を進める。簡易水道の4事業については、上水道と経営形態が違うことなどから、平成22年度から上水道への統合に向けた調査作業を開始して平成24年度を目途に統合する。</p> <p>事業統合にあわせ上水道・簡易水道料金及び加入金の適正化に取り組んでいく。（「各種使用料・手数料の適正化」及び「適正な受益者負担の検討」の中での取り組みとしている。）</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>事業統合により地域間の水需用調整、統廃合を含む効率的な施設整備、災害や事故に対応するバックアップ配水管の整備、施設情報監視の集中化、組織のスリム化など、経営の効率化を図ることがより可能となる。</p> <p>表郷上水道と東上水道の接続により、東浄水場施設の廃止が可能となりその維持管理費（年間約4,000千円程度）が削減できる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
水道事業整備基本計画の策定	▶ 実施				
白河・表郷・東上水道事業の統合	▶ 事前準備	▶ 届出完了	▶ 統合		
簡易水道事業の上水道事業統合				▶ 事前準備	▶ 認可申請
簡易水道事業資産調査（統合準備）				▶ 実施	
料金・加入金の適正化	▶ 検討・調整		▶ 実施		

具体的推進項目調書

実施番号	4-1-7	事業名	各種事務局業務の見直し		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	関係各課		
現 状	<p>各担当課が事務局となっている任意で設置されている団体(協議会、実行委員会等)は、具体的な状況の把握まではしていないが、数多くある。市が直接設置している団体ではなく、関係者による任意設置となっているが、市が行う業務と深い関係を有していたり、また、市が意識的にその団体を立ち上げているものもある。</p> <p>当該団体は、その多くが少なからず、予算を有しており、事務局としての業務は、主にその会計処理、そして、会議の開催の準備等を行っている。</p>				
改革内容	<p>これまで、市が担っている事務局業務について、団体自らが行うよう独立させていく。しかし、自らが担うためには、お互いの役割分担を明確に区分し、それを理解することが前提となることから、行政は団体育成のために必要な指導を実施していく。</p> <p>なお、形骸化している団体、また、合併によりまだ統合していない団体、業務の似通った団体等については、積極的にその統廃合の働きかけを実施していく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>今後職員数が減少していくなかで、これまでのような事務局業務について、当該団体のなかで行われることにより、職員の事務軽減につながる。</p> <p>さらに、団体が自ら行うことによって、行政と市民との役割分担が明確となり、互いの連携がこれまで以上に強化される。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
外郭団体の状況把握	調査				
外郭団体の育成(指導・助言)		実施	継続実施		
外郭団体の統廃合	検討・順次実施				

具体的推進項目調書

実施番号	4-2-1	事業名	指定管理者制度の推進		
推進担当課	総務課	関係課	関係各課		
現 状	<p>地方自治法の改正に伴い、公の施設の管理に指定管理者制度が導入され、施設の管理委託が民間団体まで拡大された。</p> <p>平成18年度末現在、22施設で導入を図ったが、今後は、さらに指定管理者制度を積極的に導入することにより、サービスの向上と経費負担の節減に努めなければならない。</p>				
改革内容	<p>施設の管理運営にあたって、効果的なサービス提供と管理経費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入に関する基本方針を整備し、これに基づき、導入施設の洗い出し抽出、年次計画で制度の導入を進める。また、既導入施設においては、その効果の検証とそれを踏まえた協定内容の見直しを実施し、より適正な制度の推進を図る。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>① 管理経費の節減 指定管理者への委託料を直営の管理経費と比較して、20%節減を目標とし、経費の圧縮を図る。</p> <p>② サービスの向上 魅力ある企画により利用者の促進を図る。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
制度導入基本方針の策定	検討・実施				
指定管理者制度移行施設の抽出	検討・抽出		見直し		見直し
指定管理者の選定(更新含む。)	実施	実施	実施	実施	実施
既導入施設の効果検証と協定内容の見直し	検討	実施	継続実施		

具体的推進項目調書

実施番号	4-2-2	事業名	各種業務の民間委託の推進		
推進担当課	行政改革推進本部		関係課	関係各課	
現 状	<p>職員数の削減や市民ニーズの多様化により、官から民へ公共サービスの提供主体を移していこうという動きが加速している。</p> <p>これまでも、効率化や費用対効果の観点からも行政責任の担保と個人情報に留意しつつ、民間への業務委託を推進してきた。今後は、職員の削減が進む中、施設の維持管理、各種業務について民間委託をさらに進める必要がある。</p>				
改革内容	<p>民間でできるものは民間に委ねることを基本として、事務事業、業務、施設管理等を点検し、業務効率と経済性の観点から、民間委託を推進する。取組方として、指定管理者制度の導入検討と併せ、委託可能な業務の洗い出しを進め、委託の推進を図る。</p> <p>委託にあたっては、事務事業の民間委託を実施するために解決すべき課題等を抽出し、その内容と解決方法等について検討整理する。</p> <p>さらに、PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等）事業の活用や市場化テストの導入に向けた調査研究を実施する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	民間企業のノウハウや企業努力により、コスト削減とサービスの向上が図れる。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
各事業における民間委託の点検調査・検討	実施	継続実施			
都市環境センターの包括的民間委託の検討	調査・研究				
水道料金徴収等事務委託	見直し・再検討		実施		
市民課窓口業務民間委託の検討	調査・研究		実施		
民間委託の推進とその実施	調査・検討・随時実施				
PFI 事業や市場化テストに対する調査研究	実施	継続実施・随時導入			

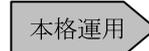
具体的推進項目調書

実施番号	4-2-3	事業名	保育園の民間移管の検討		
推進担当課	社会福祉課	関係課			
現 状	<p>公設公営保育園の運営にかかる財政負担は1園当たり約 87,000 千円（平成 19 年度当初予算で人件費を含む）で、民設民営保育園に対する市の負担1園当たり約 22,000 千円（平成 19 年度当初予算）の約 4 倍となっている。指定管理者により公設民営とした 1 園は、国・県の運営費負担が交付税措置のため市の財政負担は約 49,000 千円（平成 19 年度当初予算、派遣職員人件費、地代を含む）で、民設民営保育園と比較し約 2.2 倍の負担となっている。</p> <p>（公設保育園に対する交付税措置額は算定せず。）</p>				
改革内容	<p>保育園運営の財政負担及び保育の多様化（休日保育や病後児保育など）に対応するため、全国の公立保育園の民間移管（平成 17 年度 266 園、平成 18 年度 242 園の公立保育園が減少）が進んでおり、市としても民間移管を検討することが必要になっている。</p> <p>このため、市の公立 7 保育園（うち 1 園は指定管理、関の森保育園を除く）のうち、幼保一元化や財政負担など将来の保育園のあり方を見通し、民間移管について検討を行い、可能な保育園から民間移管を進める。</p>				
財政効果額 （期待できる効果）	<p>平成 19 年度当初予算ベースで、みのり保育園の市の負担額約 49,000 千円 同園を民営化した場合の市の負担推計約 22,000 千円 この場合の市の負担減額は約 27,000 千円 （地代は移管先の負担とし、園長設置単価で試算。公設保育園に対する交付税措置額は算定せず。）</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保育園のあり方検討					
移管保育園の検討					
移管先の検討					
保護者等への説明					
条例等の改正					
移管					

具体的推進項目調書

実施番号	4-3-1	事業名	各種補助金の見直し		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	関係各課		
現 状	各種補助金については、基本的に補助金交付規則に基づき支出される。個々の補助金ごとに、補助金交付要綱を策定し、補助金の交付基準、交付率等を定めているが、中には、要綱を定めていないものもある。現段階では、補助金交付の統一的な基準がなく、予算査定の段階で個々のケースで見直しが行われている。				
改革内容	<p>従来の経緯にとらわれることなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果等を十分検討し、終期の設定、金額の妥当性等全体的に見直しを行う。</p> <p>補助金交付における統一的な基準を策定し、目的の明確化、補助率、終期など全般的な事業内容を精査し、整理合理化を進める。</p> <p>団体補助については、運営費補助から事業費補助への転換を進め、当該団体の自立促進を進める。</p> <p>見直しについては、毎年度の行政評価及び予算査定において実施していく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	市単独補助金については、平成18年度の決算ベースで約300,000千円となっている。平成23年度決算ベースで対18年度比20%の削減を目指す。当面、平成20年度末において、10%の削減を目指す。対18年度比20%削減で、約60,000千円の削減となる。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補助金交付基準の策定	▶ 実施				
各種補助金の見直し	▶ 検討・順次実施				
交付団体の自立促進	▶ 担当課と交付団体との自立化に向けた協議・検討				

具体的推進項目調書

実施番号	5-1-1	事業名	パブリックコメント制度の導入		
推進担当課	総務課		関係課	関係各課	
現 状	<p>総合計画をはじめ各種計画を策定する際には、市民を構成員とする審議会、委員会、懇談会などを設置し、市民の意見反映に努めてきているが、計画の策定経過についての情報提供は、一般市民にはほとんどされていない。住民主体の行政を進める上では、重要な政策案や市民の権利義務に関する条例案の制定・改廃について、企画立案の過程での情報公開と幅広い意見の聴取の手続を確立し、その政策案や条例案に意見を反映させる必要がある。</p>				
改革内容	<p>パブリックコメント制度を確立させ、広く市民からの意見等を聴取し、その意見を政策などに反映させることで、市民の市政への参画を進め、公正・透明性のある住民主体の市政運営を推進する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>① 行政の公正性・透明性の確保 ② 市民の市政参加の機会の確保 ③ 市民と行政の協働意識の醸成</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
パブリックコメント制度の創設					
パブリックコメント制度の運用					

具体的推進項目調書

実施番号	5-1-2	事業名	広報広聴活動の充実強化		
推進担当課	広報情報課		関係課		
現 状	<p>原則的に、市長部局の情報は、「広報白河」、教育委員会の情報を「教育のひろば」で提供してきたが、「広報白河」では、情報量に対し、広報スペースが少なく、必要な情報を提供できない。「教育のひろば」は不定期でタイムリーな情報を提供できない現状である。</p> <p>市政懇談会については、特段テーマを決めず、住民の意見要望を拝聴する目的で、平成18年度は、8月末から11月に開催し、白河地域9回、表郷・大信・東地域各2回、計15回実施した。</p>				
改革内容	<p>「広報白河」と「教育のひろば」を統合し20ページから24ページに増やすことで、市政全般の情報提供の充実に努める。</p> <p>また、広聴活動の充実を図るため、市政懇談会及び市長への手紙制度を継続実施する。市政懇談会については、新たに策定する計画など市の政策についての情報提供を積極的に行い、テーマを決めた上で、意見や考えを拝聴する。市長への手紙については、増加傾向であり、引き続き実施していく。さらに、地域住民との対話を行うため、3庁舎において「1日市長室」を開催する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>財政効果としては、年間ベースで広報白河の増ページに伴う印刷経費の増(1,230千円)はあるものの、「教育のひろば」の単独発行の廃止に伴う経費節減(1,360千円)と広告収入増(1,152千円)が期待され、5年間では、6,000千円程度の経費節減効果がある。</p> <p>また、経費節減のみならず、市民に必要な情報をタイムリーに提供できるようになる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
教育のひろばの広報白河への統合	▶ 実施				
市政懇談会の実施	▶ 開催手法の見直し・継続実施				
市長への手紙	▶ 継続実施・実績の公表の検討				
1日市長室の実施	▶ 実施	▶ 開催手法の見直し・継続実施			

具体的推進項目調書

実施番号	5-1-3	事業名	市ホームページの充実強化		
推進担当課	広報情報課		関係課		
現 状	<p>平成18年度には、職員研修を行い、地図情報の掲載やトップページのリニューアルなどホームページの充実を図った。</p> <p>具体的には、各施設に地図情報を掲載、トップページに「暮らしのガイドブック 出来事で探す」の項目を新設した。また、「申請書ダウンロード」と「電子申請・届出」を区別し、検索し易くした。しかしながら、市民の望む情報の提供という部分では、まだまだ、充実が図られているとはいえ、ホームページの掲載内容については、基本的に担当課に委ねられており、全体的なチェック機能が不十分である。</p>				
改革内容	<p>ホームページの充実にあたっては、各課担当職員が常にコンテンツの充実に努める必要があるため、ホームページに対する職員のスキルアップとホームページの重要性に対する共通認識を醸成するための研修を充実する。また、ホームページ全体の掲載内容等について、情報の更新、期限切れ情報の削除、迅速・的確な情報提供などについての監視体制（チェック機能）を強化するとともに、行政情報の積極公開そして市民の声（ニーズ）を的確に把握する手段として地域SNSなどの活用について検討していく。</p> <p>また、モバイル社会を踏まえ、携帯サイトを開設し、住民サービスの拡充に努める。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>ホームページの拡充により、質の高い情報が提供できるとともに、手続きの利便性、行政に対する信頼と安心感の醸成が期待できる。</p> <p>平成18年度アクセス件数 337,615件 平成23年度アクセス件数（目標値） 564,000件</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コンテンツ充実強化月間の設置	実施	継続実施			
職員のスキルアップ	定期的なシステム操作研修の実施				
掲載内容の監視体制の構築	調査研究	実施	充実		
携帯サイトへの情報提供	実施				
トップページのリニューアル	実施	検証	見直し	検証	見直し

具体的推進項目調書

実施番号	5-2-1		事業名	市民協働事業の推進		
推進担当課	企画課		関係課			
現 状	<p>今後のまちづくりにおいては、市民と行政がイコールパートナーとしてともに考え、行動することが必要であるが、本市における市民協働に対して、基本理念や原則、推進策などが整理されておらず、早急にまとめる必要がある。また、市民協働を進めるにあたって、原動力となるNPOやボランティア等市民団体と行政が、情報や意見を交換する場の設置が望まれる。</p>					
改革内容	<p>市民と行政との協働関係を築くため、市民協働に対する基本理念、具体的推進策についてまとめた市民協働推進指針を策定し、市民協働のまちづくりを推進するとともに、市と協働で実施する事業について企画提案を募集する市民提案制度を確立する。</p> <p>NPOやボランティア団体等との連携を強化するため、連絡調整機能の充実を図るほか、活動支援を行っていく。また、団体間の横断的連携組織の構築に努めていく。</p>					
財政効果額 (期待できる効果)	市民の自発的な活動により、行政が担うべき事業の細部へ市民のマンパワーが発揮され、事務事業と組織のスリム化が図られるとともに、市民意見が行政運営へ、さらに反映されることが期待できる。					
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
市民協働推進指針の策定	実施					
市民協働推進事業補助金	継続実施					
市民協働市民提案制度の確立	調査・検討		実施			
NPO団体等の育成	実施					
市民協働モデル事業	調査・検討		実施			

具体的推進項目調書

実施番号	5-2-2	事業名	各種審議会への公募委員及び女性委員の登用		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	関係各課		
現 状	<p>各種審議会などの附属機関の委員の公募を実施している事例は、ほとんどない。</p> <p>女性委員の登用については、合併後新たに附属機関を設置し、委員を選任したところであるが、旧白河市との比較であるが、登用率については、数字的には下がってしまった。平成19年4月現在では、19.5%となっている。</p> <p>会議の公開については、ほとんど実施されておらず、会議日程、会議内容、会議結果などの情報の公表も十分でない。</p>				
改革内容	<p>附属機関等の見直しの中で、策定することとしている「附属機関等の設置及び運営に関する指針」に定める基準に沿って、実施していくこととなる。</p> <p>委員の公募については、市民協働の観点からも、より多くの市民がまちづくりに参加する機会を設け、委員定数の20%を目標とする。</p> <p>女性委員の登用については、男女共同参画の観点から、積極的に推進する。委員の任期が2年としているケースが多いことから、平成20年4月現在で30%超えを目標とする。</p> <p>また、会議の公開については、公開をする場合の基準の作成を含め調査研究を行うとともに、会議結果など情報の積極的な公表に努めていく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>財政的な効果としては、期待できないが、公募委員を登用することで、会議の活性化が期待できるし、女性委員を積極的に登用し、男女共同参画社会意識の醸成につながる。</p> <p>また、会議の公開制度や会議で議論されている内容を公表することで、住民自治へ向けた体制への礎となる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
委員公募基準の策定	▶ 検討	▶ 実施			
女性委員の積極的な登用	▶ 継続実施				
会議の公開	▶ 調査・検討		▶ 実施		

具体的推進項目調書

実施番号	6-1-1	事業名	電子自治体推進へ向けた取組		
推進担当課	広報情報課		関係課		
現 状	<p>本市の電子自治体推進へ向けた行政情報化の取り組みは、昨年の合併時に事務系システムの導入、基幹業務系・内部情報系各ネットワークの構築、ひとり一台パソコン配置等、ハード・ソフト面の体制はほぼ整っている。今後は、これらを効果的に活用することにより、更なる事務の効率化、簡素化を図り、行政サービスの向上に努めなければならない。</p> <p>しかしながら、インターネットを利用して提供できる住民向けサービスは、ホームページによる情報提供に限られているので、今後は、図書館利用や公共施設予約などのシステムを計画的に導入して、地域情報化に取り組んでいかなければならない。</p>				
改革内容	<p>電子自治体推進に向けた取り組みは、財政的負担が大きいため「電子自治体推進計画」を策定し計画的に進めるとともに、情報セキュリティ水準を明確にして、その確保に努める。</p> <p>推進計画を策定するにあたっては、電子決裁、図書館利用、公共施設予約など具体的に導入するシステムを検討するとともに、効率的で簡素な組織実現のための電算システムの最適化を図るため、事務系システムの業務内容の見直しも併せて行う。</p> <p>また、庁内に情報化推進リーダーを育成し、全庁的な推進体制を確立する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>財政的負担を軽減するために、広域ネット構成市町村と電算システム共同化に向けた検討を行い、情報センターを核としたシステム管理運営の共同化を実現する。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
電子自治体推進計画の策定	検討	実施	計画の推進		
情報セキュリティ水準の確保	基準値設定	実施			
電算システムの最適化	業務の見直し		実施		
電算システムの共同化	関係町村との協議・検討		方針決定	実施	
情報化推進リーダーの育成	設置	継続的な育成			

具体的推進項目調書

実施番号	6-1-2	事業名	住民基本台帳ICカードの利用促進		
推進担当課	広報情報課・市民課		関係課		
現 状	<p>住基カードの多目的利用は、平成18年1月4日に「白河市住民基本台帳カード利用条例」を施行し、同年3月1日にはマイタウン白河及び各庁舎で証明書自動交付機の稼働に至り、また、印鑑登録証としても利用している。住基カードの交付は、平成18年度末で3,536枚、交付率は5%程度であり普及しているとは言えず、自動交付機と印鑑登録証以外の住基カードの多目的利用の拡大が課題である。</p>				
改革内容	<p>カードの普及とカードの利用拡大の両面からの取り組みが必要である。カードの普及については、平成19年度においてPR用のポスター及びチラシを作成し、また、印鑑登録者へのダイレクトメールを実施し、普及に努めていく。</p> <p>住基カードは、セキュリティ確保や個人情報保護に十分留意した本人確認のための公的な身分証明書として活用でき、偽造防止等の観点からセキュリティが高く、さらにそのICチップには独自利用領域が確保されているので、普及率の向上を図るためにも、その領域を利用した新規システムの導入を進めていく必要がある。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>本市は、住基カードの独自利用領域を利用して証明書自動交付機が稼働しており、その際、住基ネットICカード標準システムの基本システムを導入しているため、地方自治情報センターで無償提供している各業務システムを安価に稼働できる。</p> <p>カード普及率について、平成23年度末で人口比30%の普及を目標とする。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ポスター・チラシの配布	▶ 実施				
ダイレクトメールの実施	▶ 実施				
多目的利用基本方針の策定	▶ 実施				
図書館情報システムへの活用	▶ 準備・システム構築		▶ 実施		

具体的推進項目調書

実施番号	6-2-1	事業名	ワンストップ・ノンストップサービスの推進		
推進担当課	広報情報課		関係課		
現 状	<p>電子自治体構築の目的は、ワンストップ（1ヶ所）・ノンストップ（24時間）で市民サービスを提供することであり、国においても平成14年12月13日に行政手続オンライン化法、整備法、公的個人認証法の三法が公布され、自治体にも速やかな対応が求められた。</p> <p>これを受けて福島県と県内の市町村は、「ふくしま県市町村共同電子申請システム」を構築して、電子申請の行政サービスを提供している。本市においては、平成17年1月11日から本格稼働し、システムで取り扱える142業務の手続きのうち、各担当課の意見を基に32手続を実施しているが、電子申請がない状況が続いている。</p>				
改革内容	<p>電子申請の利用促進のための広報活動及び取扱業務の拡大を実施する。併せて電子申請を行うためには、住基（IC）カードが必要であることから、ICカードの利用促進の取組項目にあわせた取り組みを実施する。</p> <p>また、福島県市町村共同電子申請システムは、システム及び制度上、「添付書類の一部が送信できない。」「手数料が口座引き落としできない。」「証明書が電子化されていない。」等の課題があり、県及び他市町村と解決に向けて協議を進める。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	ワンストップ・ノンストップサービスを推進するための電子申請システムは、今後も県と市町村で共同運営することにより財政負担を軽減する。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
電子申請システムの利用促進					
取扱業務の拡大					
電子申請システム改善要求					

具体的推進項目調書

実施番号	6-2-2	事業名	総合窓口の充実強化		
推進担当課	市民課		関係課		
現 状	<p>総合窓口は、証明窓口（市民課 34 項目、税務課 6 項目の証明書発行）、届出窓口（住民異動・戸籍各種届出、審査・受理等の業務、これら業務に伴う国保、年金、介護、児童福祉、障がい者福祉などの業務）、相談窓口（国保年金課、社会福祉課、高齢福祉課、生活環境課の窓口）の 3 つの窓口でワンストップを行い市民の利便性と負担軽減を図っている。</p>				
改革内容	<p>総合窓口の充実強化については、市民サービスの向上を推進するため、窓口のワンストップ化をさらに進める必要がある。現在、各種申請の受付窓口は、各課それぞれにあるが、原則、総合窓口で受付する。</p> <p>各種申請書を総合窓口で一括管理し、申請書の記載方法（住所・氏名・生年月日・電話番号など）を説明し、その後受け付けをして、当該担当課へ送致する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>窓口のワンストップ化をさらに進めることにより、市民サービスの向上が図られる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総合窓口取扱項目の拡大調査・実施					
受付事務要領の制定					
窓口業務のあり方の検討					

具体的推進項目調書

実施番号	7-1-1	事業名	財政健全化計画の策定と推進		
推進担当課	財政課		関係課		
現 状	平成 17 年度決算により経常収支比率 90.6%、実質公債費比率 22.4%、準公債費比率 22.7%、起債制限比率(3 力年平均) 14.3% という厳しい財政状況が示されたことに伴い、平成 18 年度より財政健全化計画を策定する。				
改革内容	財政健全化計画は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間を計画期間として、財政の現況及び財政構造悪化の原因、重点施策の概要及び行政水準の状況、歳入の増収及び確保のための方策、歳出抑制のための方策、実質公債費比率等引き下げの方策、債務負担行為の抑制のための方策、基金の積立に関する方策等について検討のうえ計画を策定し、財政健全化に向け、今後の財政運営の指針として活用する。なお、計画は財政指標が改善するまでの間、毎年ローリングしながら策定することとする。				
財政効果額 (期待できる効果)	計画に沿った財政運営により、財政の健全化が図られる。 歳入増収目標額 476,543 千円 歳出節減目標額 898,172 千円				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
財政健全化計画の策定	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施
公債費負担適正化計画の策定	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施	▶ 実施
財政指標の公表	▶ 継続実施				

具体的推進項目調書

実施番号	7-1-2	事業名	エコオフィスプランの策定		
推進担当課	財政課	関係課	関係各課		
現 状	<p>地球温暖化によって、洪水・干ばつ・台風被害の増加、食糧不足、水不足などが危惧されている。国においても地球温暖化の対処として平成 11 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体における温室効果ガスの排出量の削減に向けた実行計画の策定が義務付けられた。</p> <p>平成 13 年から旧白河市において、環境負荷低減白河市役所率先行動計画「エコオフィスしらかわプラン」に基づき毎月点検を実施してきた。再生紙利用、エコマークなどの優先購入、昼休み時間の消灯などほとんどの項目について、90%以上の達成率となっている。</p> <p>しかしながら、二酸化炭素の排出量の数値的な部分においては、必ずしも推進されている状況ではない。現在は、合併したということもあり、新たな数値目標を設定するための試行期間として旧計画の内容を継続実施している。</p>				
改革内容	<p>新たな数値目標を設定した「エコオフィスしらかわプランⅡ」を策定し、光熱水費及びコピー用紙等の節減による温室効果ガス排出量の削減に努める。</p> <p>また、庁内組織として推進委員会を設置し、各課所に推進責任者（各課所長）及び推進員を置き、定期的に全体会議を開催するなど職員の環境負荷低減（結果として経費削減）の意識高揚を図り、全庁的な取り組みの徹底に努める。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	二酸化炭素の排出量について、平成 18 年度の実績を基準に平成 23 年度にはマイナス 5%を目標とし、マイナス 5%による効果額は約 13,000 千円となる。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
エコオフィスしらかわプランⅡの策定	▶ 実施				
推進委員会（推進責任者及び推進員）の設置	▶ 設置				
評価及び公表	▶ 実施	▶ 継続実施			
集計分析	▶ 分析	▶ 見直し	▶ 分析	▶ 見直し	▶ 分析

具体的推進項目調書

実施番号	7-1-3	事業名	公共工事コスト縮減		
推進担当課	工事契約検査課	関係課	関係各課		
現 状	<p>現在、主に指名競争入札で契約を行っており、工事の実績などをもとに業者を指名しているが、必ずしも、その過程が明らかではないとされる上、指名されるのは、多くても8社前後に限られ、参加業者が少ないため、談合が行われやすいという指摘が一般的にされている。また、県発注の公共工事を巡る談合事件もあり入札制度のあり方が問われている。</p> <p>これまでも公共工事コスト縮減については、平成14年度から平成19年度までの5年間の取り組みとした計画を策定しコスト縮減に努めてきた。</p>				
改革内容	<p>公共工事に係る談合を廃絶し、より公正で透明性の高い入札制度を確立することで、業者の参加機会を増進し競争性が高まり経済的な価格が期待できる入札制度を導入する。平成19年度から制限付一般競争入札を導入し、実績評価・検証を行いながら、本市に適した入札制度の確立を目指す。</p> <p>また、公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程と内容の公表、公共工事のコスト縮減の取り組みを今後も持続、改善し、又は新たな制度の導入を検討していく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>業者の広範囲な参加機会が得られること、選定の過程が透明で公正であり入札談合の防止に一定の効果が期待できる。</p> <p>(制限付一般競争入札及びコスト縮減行動の継続による財政効果)</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
制限付一般競争入札の導入	試行	実施			
新行動計画の策定	検討・調整	実施			
発注見通し及び入札・契約状況等の公表	継続実施				
第三者による入札制度等監視委員会の設置	調査・条件整備				
不正行為に対する入札参加停止期間の拡大	実施				

具体的推進項目調書

実施番号	7-1-4	事業名	超過勤務手当の削減		
推進担当課	総務課	関係課	全庁（共通）		
現 状	<p>超過勤務の実態としては、特定の部署、特定の時季に偏る傾向が見受けられる。しかしながら、職務の特殊性、イベント実施のための準備等に起因するものが多いのも実態である。</p> <p>超過勤務手当の削減を図るため、事前勤務命令手続の徹底やノー残業デー（毎週水曜日）を設定し、当該日には勤務終了時間に庁内放送を行い、退庁を促している。</p>				
改革内容	<p>事前勤務命令手続きの徹底、ノー残業デーの徹底、職員の勤務時間の柔軟な運用の拡大を図る。</p> <p>また、特定の係・職員の負担を軽減する上でも、課内、部内における事務分掌を超えた協力体制（一時的なもの）を含んだ部課長判断による弾力的な職員配置の徹底などの課内ワークシェアリングを推進する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>平成 17 年度超過勤務手当額 156,045 千円 平成 18 年度超過勤務手当額 114,448 千円 平成 18 年度において超過勤務手当額の給料支給額に占める割合が 7%であった。平成 23 年度においては 5%以内を目標とし、平成 17 年度対比で 33,100 千円の減額効果となる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
事前勤務命令手続の徹底	継続実施				
ノー残業デーの徹底	継続実施				
勤務時間の柔軟な運用拡大	調査・検討	実施			
課内ワークシェアリングの推進	調査・研究	順次実施			

具体的推進項目調書

実施番号	7-1-5	事業名	公用車の適正管理		
推進担当課	財政課		関係課		
現 状	<p>合併に伴う適正配置及び維持経費削減のため、公用車台数の見直しを実施し、平成18年度末で27台の削減を実施した。廃車は、配車替え等により老朽化車輛を順次処分したものの、今後、新車購入も厳しい状況であり、ますます公用車の老朽化が進んでいく状況である。</p> <p>公用車の一部について、共用車管理を行っているが、台数が少なく、予約利用が中心で決して利用しやすい状況ではない。</p> <p>市有バスについては、合併前の運行基準に相違があったが、平成19年4月から統一した。</p>				
改革内容	<p>合併後、積極的に公用車（老朽車輛）削減を実施したが、老朽化問題は引き続きため、今後も台数の適正化を進めるとともに計画的な購入を実施していく。また、公用車の購入時には、低排出・低燃費の低公害車や軽自動車などを積極的に導入するよう努める。</p> <p>公用車の適正台数については、1台あたりの職員数が現在3.78人であり、平成23年4月現在で1台あたり4人となるよう目指す。</p> <p>経費削減の観点からも共用車制度の有効活用が必要であり、業務に支障がない限りは、基本的に共用車へ順次移行し管理する。また、公用車の安全管理の観点からも、引き続き定期的な公用車検査を実施する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>平成18年度末で27台の削減を実施し、維持経費で年間2,235千円、5年度間では11,176千円の削減効果がある。</p> <p>平成23年4月現在で、更に21台の削減を目指す。1年に4台削減として5年間で約5,000千円の削減効果となる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公用車の使用実態調査	実施	台数適正化の推進			
低公害車等の積極的導入	検討	計画策定	順次実施		
共用車化の実施	順次実施・拡大				
共用車管理規程の整備	検討	実施			
公用車検査	継続実施				
市有バス運行基準の統一	実施				

具体的推進項目調書

実施番号	7-2-1	事業名	収納率の向上及び収入未済額の圧縮		
推進担当課	収税課		関係課	関係各課	
現 状	合併に伴い、窓口収納業務、口座振替業務、滞納管理・整理業務が増加している。平成19年度の組織改革により、滞納整理業務に専任できる環境整備が図られたが、税以外の滞納となっている諸収入の問題も含め全庁的な取り組みが必要である。				
改革内容	<p>平成19年度の組織改革により、課税課と収税課の2課体制とし、収税課には収税係・滞納整理係の2係を設置し、滞納整理係の人員を増やし、事務分掌を見直したこと(督促状の発送業務は課税課が行うこと)により、滞納整理業務に専任できる環境整備を図ったところである。</p> <p>今後は、差押件数の目標を定め収納率の向上を図るとともに、サービスの制限など滞納者に対する対応を検討する。また、税以外の諸収入に係る滞納対策が必要であることから、全庁的な取り組みとして滞納対策会議(仮称)を設置し、検討していく。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	近年における滞納処分の強化を進めたことによって、滞納繰越分及び延滞金に係る収納額は増加傾向にある。また、滞納処分を強化することによる滞納抑止効果が期待できる。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
税務部門の分割 (課税課・収税課)	実施				
収納率・差押件数等の目標値の設定	実施	継続・検証	継続・検証	継続・検証	継続・検証
適切かつ有効な滞納処分の実施	実施				
口座振替の推進	継続実施				
市税高額滞納整理検討会の設置	設置	継続・検証	継続・検証	継続・検証	継続・検証
滞納者への行政サービスの一部制限等の実施	調査・研究(効果ありと判断され次第実施)				
全庁的な滞納対策会議の設置	設置	継続・検証	継続・検証	継続・検証	継続・検証

具体的推進項目調書

実施番号	7-2-2	事業名	各種使用料・手数料の適正化		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	関係各課		
現 状	<p>各種使用料・手数料については、料金設定の統一的な基準がなく、定期的な見直しも実施していない。さらに、施設によっては、利用があっても減免により使用料の納入がほとんどない施設も少なくない。</p> <p>また、合併に伴い使用料が不均一状態（基本的に合併後5年までに統一）となっているものもあり、使用料の統一を図らなければならない。</p>				
改革内容	<p>受益者負担の観点から、統一した基準として「使用料の設定に関する基本方針」を策定し、施設ごとにサービスに要する費用等（施設の維持経費等）を基に適正な使用料を算出し、併せて適正な減免基準について検討を加えた上で、順次改定を実施する。</p> <p>農業集落排水使用料は、合併に伴う料金体系の一本化に加え、料金の算定方法の見直し（従量制等への移行）も含めた検討が必要である。</p> <p>市営住宅駐車場については、市営住宅ごとに駐車場の整備を進め、完了次第使用料を賦課していく。</p> <p>また、住民票の写しの交付、納税・課税証明、固定資産課税台帳記載事項証明に係る手数料については、電算機器及び改ざん防止の用紙導入などの経費を考慮した適正見直しを実施する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	使用料及び手数料の適正化により平成23年度において対18年度比で20%増（年間50,000千円）を目標とする。				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料設定の基本方針の策定	▶ 実施				
各種施設の使用料の適正化	▶ 検討・調整	▶ 順次使用料改定の実施（5年ごとの見直し）			
公共下水道料金の適正化	▶ 検討・調整	▶ 実施			
農業集落排水使用料の適正化	▶ 検討・調整	▶ 実施			
市営住宅駐車場使用料の拡充	▶ 準備	▶ 順次実施（駐車場整備）			
斎場使用料の適正化	▶ 検討・調整		▶ 実施		
上水道・簡易水道料金の適正化	▶ 検討・調整		▶ 実施		
各種証明手数料の見直し	▶ 検討・調整		▶ 実施		

具体的推進項目調書

実施番号	7-2-3	事業名	遊休市有地の有効活用		
推進担当課	財政課	関係課	各庁舎総務課		
現 状	<p>未利用の遊休市有地（法定外公共物含む。）については、積極的に売り払い等の処分を実施し、財源確保に努めている。</p> <p>旧白河市においては、平成11年度から公募による売り払いを実施してきた。</p> <p>財産台帳については、旧市村単位での管理形態が継続しており、一体となった台帳管理がなされていない。</p>				
改革内容	<p>平成11年度から公募による売り払いを行ってきた結果、遊休市有地は減少しているものの、今後も遊休市有地の現状を把握し、財源確保のため積極的な売り払いを実施する。</p> <p>売却対象としては、当然普通財産でなければならないが、行政財産でもあまり活用されていない施設については、普通財産に切替え（場合によっては条例改正が必要）、有効活用を図るため売却等の検討を行う。</p> <p>なお、本庁舎・各庁舎管内の現況を詳細に把握するため、新市における財産台帳等を整備する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>平成18年度は、約81,000千円（15件）の実績があった。平成11年度からの通算では、70件、426,241千円の処分を実施してきた。</p> <p>平成19年度は、5件の土地売却を公募する。全部売却で約44,000千円程度の収入が期待できる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
遊休市有地の現況調査	実施	継続実施			
遊休市有地の売却	順次実施（積極的売り払い）				
財産台帳整備	実施	継続実施（電子化の検討）			

具体的推進項目調書

実施番号	7-2-4	事業名	適正な受益者負担の検討		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	関係各課		
現 状	<p>各種使用料・手数料以外で受益者負担を徴収しながら事業を実施しているものがあるが、割安な受益者負担となっている事業、受益者の負担をとらず実施している事業もあり、適正な受益者負担の判断は非常に難しいが、必ずしも市民負担の公平性が確保されているとは言えない。</p>				
改革内容	<p>各種使用料・手数料の適正化における取り組みと考え方は同じである。受益者負担の原則にたった市民負担の公平性の確保の観点から見直しを図っていく。ここでの取り組みは、使用料・手数料に分類されないいわゆる実費徴収的な考えに基づき自己負担として徴収しているものである。</p> <p>各種検診等事業については、国の制度改変により制度の見直しが必要であり、併せて自己負担額の検証・適正化を図る。</p> <p>各種福祉事業サービスについては、福祉事業関係の見直しに沿った取組内容となる。</p> <p>水道加入金については、合併に伴う料金体系を一本化した上での適正化が必要であり、簡易水道加入金については、水道事業への統合を視野に入れ旧白河市について無料としている加入金制度の見直しを実施する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>自己負担金については、当該事業の提供を事業者に委託しているケースが多く当該事業所へ直接払い込み、その差額を委託業者への委託料として支払っていることから、歳入における目標値ではなく、該当事業に係る委託料の支出額の20%圧縮を目指す。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
各種検診等事業自己負担額の適正化					
各種福祉サービスに係る自己負担額の適正化					
上水道・簡易水道加入金の適正化					

具体的推進項目調書

実施番号	7-2-5	事業名	企業誘致の促進		
推進担当課	商工観光課	関係課			
現 状	<p>企業誘致の現状については、国内景気が本格的な回復基調をたどり、企業の設備投資意欲が高まりを見せる中で、平成15年度を底辺として、以降、年々立地件数が伸びている。</p> <p>(H18年度末誘致企業数 88社 うち操業中60社：S56年以降累計)</p> <p>現在、優先誘導地区に位置付ける「工業の森・新白河」の分譲率は約95%とほぼ完売に近いが、一方で「新白河ビジネスパーク」の分譲率は約36%と非常に厳しい状況にあることから、より積極的かつ戦略的な誘致活動が望まれる。</p> <p>さらに、引合いや問い合わせが増えている中で、両団地が完売した場合には、新たな受け皿を整備する必要があると考える。この場合、市単独では財政状況を考慮すると現実的ではないことから、現在、先行型造成工業団地としての開発が凍結となっている「工業の森・新白河 AB 工区」の有効活用を県に働きかけるとともに、一方で、市としても誘導可能な民地の選定作業を実施するなど、企業受け入れのための条件整備が望まれる。</p>				
改革内容	<p>新規企業の誘致は、地域雇用の確保はもとより税収の増大をはじめ事業所建設に伴う建設投資効果、下請け活用や域内取引拡大による地場産業の育成、企業や従業員による消費財購入に伴う地域商業、サービス業の発展など、地域経済活性化に欠くことのできない重要施策のひとつであることから、引き続き県や関係機関と連携を図りつつ、有益な情報収集や積極的な企業訪問を行うなど、優良企業の誘致活動に努めるものとする。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p><H11～H17 までの誘致効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税収効果：165,460 千円 <p><H18 以降の誘致効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H18 年度誘致企業 (6 社) の今後 5 年間の税収効果：151,660 千円 (条件：雇用予定従業員数、5 割が市内居住、市労働条件実態調査による平均給与額、法人税額 7,000 千円) ・ H19 年度以降誘致企業の今後 5 年間の税収効果：99,379 千円 (条件：年間 2 社、平均取得面積 21,000 m²、従業員 32 人、5 割が市内居住、市労働条件実態調査による平均給与額、法人税額 7,000 千円) 				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業訪問(プレゼン、交渉)					
ダイレクトメールの発送					

具体的推進項目調書

実施番号	7-2-6	事業名	住宅団地の販売促進		
推進担当課	企画課	関係課	表郷庁舎、大信庁舎		
現 状	<p>市が宅地造成を行った住宅団地のうち、現在表郷地区の第2白鳥ニュータウンと大信地区の田園町府ニュータウンの2箇所が分譲中である。</p> <p>田園町府ニュータウンは、平成5年から分譲を開始し、全107区画中90区画が販売完了し、17区画が残っている。第2白鳥ニュータウンは、平成10年に分譲を開始し、全68区画中20区画が販売を完了し、48区画が残っている。</p> <p>造成等に係る事業費は土地造成事業特別会計により独立採算性となっているが、当該事業費に係る償還金は、分譲収入金を充てることとなるが、販売が進まず基金からの繰替運用を実施している。当該繰替運用分はいわゆる債務であり、返還しなければならない。</p>				
改革内容	<p>土地造成事業特別会計の健全経営を図る上で、住宅団地の販売促進を進めていかなければならない。</p> <p>これまでも、住宅団地ごとにチラシ・パンフレットを作成し、PR活動を実施しているが、さらに強化した取り組みを行い、東京都内を中心に販売促進のためのPR活動を実施する。</p> <p>第2白鳥ニュータウンについては、販売促進のため分譲価格の引き下げを実施する。</p> <p>また、不動産業者へ販売委託を行い、販売実績に応じた委託料支払制度を創設する。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>平成23年度までに50区画の販売を目標とする。販売収入としては、約351,000千円を見込む。</p> <p>全65区画が売ると約462,000千円の収入となる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
分譲価格の引き下げ	▶ 実施				
チラシ・パンフレット等の作成・配布	▶ 継続実施				
都内などへの販売PR活動	▶ 実施	▶ 継続実施			
不動産業者への販売委託	▶ 実施				

具体的推進項目調書

実施番号	7-3-1	事業名	公用・公共施設の適正な維持管理		
推進担当課	行政改革推進本部	関係課	関係各課		
現 状	<p>表郷庁舎の空きスペースの有効活用が課題となっており、2階部分については図書館として、3階部分について多目的ホールとしての利用を検討している。</p> <p>また、合併に伴い類似施設が増加したこともあり、施設の維持管理経費の圧縮を図る必要があり、既存施設の有効活用の観点からも廃止を含めた用途・目的の転換等の検討が必要とされている。</p>				
改革内容	<p>表郷庁舎南側の空きスペースは、2階部分については、平成19年度に設計委託、平成20年度に改修工事に着手し、図書館としての早期オープンを目指す。なお、3階スペース（旧議場）については、多目的ホールを柱に有効活用を検討する。</p> <p>その他既存の公用・公共施設の管理経費等の節減を図るため、施設活用検討委員会を設置し、施設の実態調査を行い施設の廃止も含め用途・目的の転換による有効活用を検討していく。また、施設における各種業務委託についても再点検を行い、契約方法の見直し等により経費節減に努める。</p> <p>特に公共施設については、施設を有効に活用するという観点から積極的に指定管理者制度の導入を検討する必要がある。</p>				
財政効果額 (期待できる効果)	<p>管理経費等の削減が大きく見込まれる。</p> <p>また、転換等された施設においては、今まで以上に市民のニーズにあった施設として有効活用が見込まれる。</p>				
個別的取組項目・進捗状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
表郷庁舎を活用した図書館整備	設計	改修工事			
施設活用検討委員会の設置	実施	実態調査・利活用の検討（廃止も含めて）			
各種業務委託契約の再点検	調査	実施			